

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑤)

施策目標		25 都市再生・地域再生を推進する						担当部局名	都市局		作成責任者名	都市政策課長 黒川 剛			
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	7 都市再生・地域再生の推進		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
123	全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%	A-2	82%	毎年度	地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持。平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。			
124	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha	平成23年度	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	B-2	14,700ha	平成28年度	我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに目標値を算出。			
125	文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における酷使阿会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件 ②115施設 ③217人	①平成21年度 ②平成23年度 ③平成22年度	①80件 ②113施設 ③212人	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①46件 ②115施設 ③221人	①集計中 ②118施設 ③232人	①B-2 ②B-2 ③A-2	①80件 ②140施設 ③240人	①平成27年度 ②平成28年度 ③平成27年度	①筑波研究学園都市は科学技術中核拠点都市(サイエンス型国際コンベンション都市)を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、過去の開催実績を勘案し、つくば地区内の国際会議開催数年間80件を目標値として設定。 ②関西文化学術研究都市は、文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、対象とする立地施設は、研究施設など文化学術研究の向上に資するものとし、H19～H23の年平均施設立地数が5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目標値として設定。 ③本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%づつ増加するものとした推計値(227人)を上回る240人を目標値として設定。			
126	半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	-	-	-	-	0.94	1.01	集計中	A-2	全国の増加比率1.00以上	毎年度	人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活性化させることで地域の自立的発展を目指すため、地域間交流の活性化(交流人口の拡大)の程度を示す指標として観光入込客数を選定。観光入込客数の伸びを少なくとも全国水準以上にすることを目標。			
127	高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	59%	平成19年度	62%	65%	67%	68%	68%	B-3-②	100%	平成24年度	豪雪地帯では、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発。このような事故を防止するために、平成20年4月に中央防災会議がとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」に基づき、特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村(全201市町村)において、高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備を促進。			
128	特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	3件	平成23年度	-	-	-	3件	7件	A-2	11件	平成28年度	平成23年4月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成24年1月には、特定都市再生緊急整備地域として全国11箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びビンプラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要であるため、平成28年度までに現在指定されている11箇所の特定都市再生緊急整備地域の全てで整備計画が策定されることを目標として設定する			
129	民間都市開発の誘発係数(民都機構が関わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの)	11.6倍	平成23年度	6.1倍	6.8倍	22.8倍	11.6倍	3.8倍	B-2	12.0倍	平成24年度～平成28年度の平均	財)民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)が関わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。分母を民都機構が関わった案件の民都機構支援額とし、分子を当該案件の総事業費とする。初期値は11.6倍(平成23年度)であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。			
130	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45%(4.5万台)	平成20年度	45%(4.5万台)	39%(3.9万台)	47%(4.7万台)	45%(4.5万台)	集計中	B-2	100%(約10万台)	平成25年度	・平成18年度より駐車場の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するよう目標を設定。 ・平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率5.1%に平成38年度に到達するまで整備されることを目標とし、当面の目標として平成25年度までに約10万台の目標値を設定。※駐車場整備比率…整備済み駐車場台数÷乗用車の保有台数			
131	都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9%	平成20年度	36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	A-2	41.0%	平成25年度	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積及び同一施行区域内において4階建て以上の施設建築物と3階建て以下の施設建築物とが混在して建築される場合の3階建て以下の施設建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。			

132	中心市街地人口比率の増加率	前年度比 0.16%減	平成21年度	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	集計中	B-1	前年度比 1.0%増	平成26年度	・中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様な良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービスのバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム(成果)であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。市全域の人口に対する中心市街地の人口比率の減少が食い止められるということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測る指標であると考えられる。 ・目標値については、街なか居住推進施策等に取り組みことを前提として、5年後の目標値として増加率1.0%増を設定。
133	物流拠点の整備地区数	79% (63地区)	平成23年度	60% (48地区)	66% (53地区)	73% (58地区)	79% (63地区)	83% (66地区)	A-2	100% (80地区)	平成28年度	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数。 総合物流施策大綱(2009-2013)において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。
134	主要な拠点地域への都市機能集積率の増減率	-	-	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	集計中	A-2	前年度比 +0%以上	毎年度	分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域※1の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。 ※1一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ(500mメッシュ)単位でヒアリングしたものの人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。
135	在宅型テレワーカー(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人)人口	46% (約320万人)	平成22年度	47% (約330万人)	49% (約340万人)	46% (約320万人)	70% (約490万人)	133% (約930万人)	A-2	100% (約700万人)	平成27年度	大都市圏の通勤混雑や一極集中などの課題について国土交通省として広域的な視点から取り組むとともに、政府が推進するワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画等を着実に進めることを目的としてテレワークを推進していることから、政府目標である「新たな情報通信技術戦略 工程表」(H22.6、IT戦略本部)における「2015年までに在宅型テレワーカーの人口を700万人とする。」を目標として設定。

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) きめ細やかな豪雪地帯対策の推進に要する経費(平成25年度)	新25-34	-	-	34	豪雪地帯対策特別措置法(H24.3改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な雪害体制の実現方策を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。	127	-
(2) 半島地域振興等に必要経費(平成19年度)	269	50 (50)	47 (46)	40	半島地域の自立的発展を目指し、地域資源を活用した産業の創出につながる自主的・継続的な活動を推進するとともに、半島間の連携を促進する。また、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない半島地域固有の課題についてデータ分析等を行う。	126	-
(3) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度(所得税・法人税)(昭和61年度)		-	-	-	半島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備等に係る特別償却制度	126	-
(4) 集落活性化推進経費(集落活性化推進事業補助金)(平成20年度)	270	330 (321)	347 (275)	315	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を図り、地域の活性化を図るため、廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した公益サービスの維持確保、産業の活性化又は地域間交流の促進に資する施設への改修整備を支援する事業を行う。 【補助率等】過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域市町村等が廃校舎等の既存公共施設を公益サービス施設、地域産業施設又は地域間交流施設へ改修整備(当該施設整備と一体的な調査等も含む)。1/2以内	123	-
(5) まちづくり関連事業(昭和48年度)(関連:25-25)	271	12,023 (11,927)	25,115	17,058	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、公共交通の利用促進や人と環境に優しい交通の実現、大都市の国際競争力強化を図るため、地方公共団体等によるまちづくり関連事業を支援。市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。平成22年度より、従来の地方公共団体向け補助等は社会資本整備総合交付金に移行。	124,129 131,144	-
(6) 都市開発資金貸付事業(昭和41年度)	272	10,654 (5,442)	16,315	12,689	・用地先行取得資金の有利子貸付 ・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付 ・都市環境維持・改善事業(エリアマネジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付	124,131	-
(7) 地域活性化推進経費(平成16年度)	273	19 (18)	57 (56)	26	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、持続可能な都市づくりの実現に向けた評価手法や多様な働き方の実現等に資する都市整備のあり方、官民連携等について、ヒアリング、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策等を検討する。	124,135	-

(8)	国際機関等拠出金 (平成9年度)	274	37 (37)	34 (34)	33 —	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、世界的な経済危機下での社会全体としての成長への挑戦を戦略的方向とし、地域に根差した政策の構築として、「グリーン成長に貢献する競争的で持続可能な都市や、人口動態に対し持続可能な都市形態であるコンパクトシティ政策の構築などに取り組んでおり、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るため、同委員会が実施する「都市：競争的で社会にあまねく広がる持続可能な成長プロジェクト」にかかる費用の一部を拠出する。	—	OECD地域開発政策委員会が実施するプロジェクトにかかる費用の一部を拠出するものであり、活動指標及び活動実績（アウトプット）を定めて実施するという性質のものではない。
(9)	防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	275	44 (0)	44 (0)	44 —	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	—	当該事業は、災害が発生した際などに充てる補助金であり、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。
(10)	都市再生推進経費 (平成19年度)	277	171 (154)	245 (230)	198 —	環境共生型都市開発の海外展開に向け、国内外の国際展開事例の事例収集、現状把握を行い、国際展開方策のあり方について検討するとともに、その実現方策の検討を行う。 また、都市施策の適切な推進のため、都市交通や都市開発といった個々の施策において、海外における我が国が有する技術のニーズ等の調査、分析を行い、安全・安心の確保及び環境の保全に関する技術的基準等の策定等について検討する。	124	—
(11)	東日本大震災公的賃貸住宅等 復旧・復興事業(東日本大震災 関連) (平成23年度)(関連:25-①、 ②)	167	147,547 (7,320)	22,475 (8,464)	4,363 —	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・都市再生機構の専門職員を派遣し、当該地方公共団体の人材不足等を補う等、災害復旧・復興関連事業に係る技術支援に対する補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である	—	都市再生機構の専門職員を派遣して行う技術支援については、地方公共団体からの要請に基づく派遣であるため目標を設定して実施するという性質のものではない。
(12)	民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	279	—	182 (175)	160 —	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成や都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備を含む実証事業等に対して助成し、もって、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの削減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的とする。 国として特に推進すべき施策を行っている地区において、まちづくりへの民間主体の参画を促し、都市の魅力の向上等を推進するため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成、コーディネート及び社会実験・実証事業等に対する支援を行う。	124	支援地区数 官民連携により作成されたまちづくり関連協定の数
(13)	集約型都市構造化推進調査経費 (平成25年度)	新25-35	0 (0)	0 (0)	188 —	集約型都市構造の形成を促進するためには、①集約型都市構造の実現による効果を客観的かつ定量的に評価し、市民の合意形成を促進すること、②良好な都市環境を形成するとともに、郊外における建築的土地利用を抑制する空間となる、緑地、農地等の非建築的土地利用の土地を適切に活用すること、③都市政策上の見地から公的不動産の活用方策を検討し、その利活用を図ること、が必要であるため平成25年度においては、当該3事項について、評価ツール、ガイドラインの整備や手法の充実等に向けた調査を行う。	—	①調査実施件数 ②集約型都市構造化推進調査の実施団体数 —
(14)	集約型都市形成支援事業 (平成25年度)	新25-36	—	—	500 —	医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の集約地域への立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進することにより、都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速させるとともに、都市の低炭素化を促進する。	134	—